



東尾張支部だより

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 東尾張支部
TEL: 0561-52-6977 FAX: 0561-52-6976
尾張旭市東大道町原田2525-5 アスカ3F
mail@higashiowari.com

東尾張支部

目次

- 副支部長挨拶、無料相談日程、予告 1
- 「宅建の森」日帰り研修 2
- 令和4年度 瀬戸市との土地利用懇談会 3~4
- 関連法規 Q&A 5
- 地価動向調査、第2回事務所訪問、編集後記 6



副支部長 伊藤智成 挨拶

酒井支部長のもと、副支部長の大役を仰せつかり身の引き締まる思いでございます。いつも会員の皆様にはご協力とご支援を賜り誠にありがとうございます。

私が担当させて頂いております公益事業委員会は、この度のコロナ（covid-19）の影響を一番受けており会員の皆様に十分な事業を行うことができず心苦しく思っております。幸いにもコロナの影響も少なくなり、社会経済が動き出している状況になってきております。任期満了まであと一年強ございますので、少しでも皆様に東尾張支部で良かったと思って頂けるような事業を行っていきたく思います。

いつも公益事業委員会のメンバーには貴重なご意見とご協力を頂き誠にありがとうございます。引き続き一生懸命頑張りますので何卒よろしくお願いいたします。

無料相談日程

★尾張旭市役所南庁舎2階（市民相談室）

第1水曜日 13時～16時

★瀬戸市役所 新庁舎1階（相談室）

第3木曜日 9時～12時

★宅建協会本部

月～金曜 10時～15時（12～13時休憩）

（来会並びに電話（052-523-2103））

※上記会場にて開催しておりますが、会場の都合により日程が変更になる場合もあります。

予告

支部通常総会
令和5年4月21日（金）
スカイワードあさひ
その後研修会を予定



「宅建の森」 日帰り研修(勉強会)

令和4年11月11日(金)

積水ハウス(株) 体験型ミュージアム「Tomorrow's Life Museum関西」(京都府木津川市)

積水ハウス工場見学(耐震対策等のモデルハウスを見学)

JWマリオット・ホテル奈良(昼食)

道の駅「なら歴史芸術村」



マリオットにて昼食会



道の駅にて記念撮影



参加者の声
有限会社コスモス
栗田洋子さん

この時期にしては小寒い朝でした。アルコールも想定(*^0^*)
何せコロナ禍で中々会員の方との触れあいもありませんでしたから楽しみでした。最近では住宅も変化していて、そうしたことを勉強するのも我々にとって良い機会でした。観光バスで出発。コロナ禍ということも有り席も空白をもうけてあります。道路渋滞も有り、予定より遅れて現地到着。

セクスイさんの新しい建築を見学。なるほど〜。モデルハウスですから当然かもしれませんが、工夫が見る側にとって楽しい。
以前、某メーカーで玄関から南側通路が三和土(たたき)になっておりそのままキッチンへというモデルハウスに感銘を受けましたが、今回は居間が三和土です。啞然としましたね。

遅めの昼食を頂きました。やはりセクスイさんの建築のホテルですが、すばらしい!!の一言。時間が無かったのもう少し見たかったな〜。会員方との交流も出来、こうした勉強会も良いな〜と1日を過ごせました。





宅地建物取引業法に係る 押印の廃止について 教えてください。



宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下、宅建業法）及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下、宅建業法施行規則）においては、押印を求める規定が複数定められていました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワーク等働き方の多様化が進み、各種手続きの押印見直しが求められるとともに、社会全体のデジタル化の推進の要請が高まったことから、宅建業法及び宅建業法施行規則においても押印を求める規定が段階的に廃止されています。

今回は、宅建業法及び宅建業法施行規則における押印の廃止に関する改正について解説します。

第一に、令和2年7月に閣議決定された規制改革実施計画において、原則として、全ての手続きについてオンライン化を行うこととされたことを踏まえ、国土交通省においても、押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）が制定されました。同省令により、宅建業法施行規則等において定められている、免許申請書などの書類の様式から、押印欄を削除する改正が行われました。

第二に、令和3年5月に成立したデジタル

社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下、整備法）において、行政手続及び民間手続に係る国民の負担や利便性の向上を図るため、押印を求める行政・民間手続について、その押印を不要とする見直しが行われました。整備法による改正前の宅建業法においては、宅地建物取引士は、重要事項説明書（宅建業法第35条）及び契約締結時書面（同法第37条）に記名押印しなければならないとされていましたが、整備法による改正後の宅建業法においては、押印が不要となり、記名をもって足りることとなりました。

第三に、整備法の施行に伴い、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和3年国土交通省令第53号）が制定され、所要の規定の整備が行われました。これにより、宅地建物取引業者の従業者証明書における押印を廃止する等の改正が行われました。

宅建業法に係る第一から第三の改正は、令和4年6月時点で全て施行されます。

関係業者におかれましては、改めて法の趣旨をご理解いただき、宅地建物取引業の適正化を図っていただきますようよろしくお願い致します。〈文責：下山早紀〉

地価動向調査 報告

1月12日 守山地区
1月13日 尾張旭地区
1月20日 瀬戸地区
上記日程にて行われました。



「第2回 事務所訪問」

令和4年11月25日

「第2回事務所訪問」が支部会員支援委員により15社、実施されました。
ご協力いただきました皆様ありがとうございました。



対象者：新入会員や登録事項の変更等があった会員の皆様

目的：不動産取引のトラブルを未然に防止し、消費者保護を図るため、宅地建物取引業法及び関係諸法令等に規定される事項を遵守しているかどうか等を確認し、一般消費者の利益保護を図ることが主旨となり、会員の皆様のトラブル防止にもつながります。また、行政による抜き打ち調査の際に指摘を受けることがないように、事務所を整える必要もありますのでご理解くださいますようお願いいたします。

※今回訪問対象にならなかった会員の皆様も掲示物・備品書類等の再点検をお願いいたします。

編集後記 ♪

早春の候、ワクワクする春の到来ですね。
ぼやぼやしている間に広報委員も1年が終わろうとしています。先輩方に支えられ、少しでも楽しい広報を皆様にお届けできる様頑張ります。「これ載せて！」あればいつでもお声がけください!!



4月より女性部会会長も兼任させていただきます。コロナどこ吹く風で、いるかちゃん来期もスイスイ泳ぎます！アイデア募集中！皆様応援よろしくです！



いるかちゃん
林増美